

津山市監査委員告示第10号  
平成30年3月5日

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定に基づき、平成29年度の  
財政援助団体監査及び随時監査を実施したので、同条第9項の規定により  
その結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書

津山市監査委員

## 第1 監査の対象

団体名	津山市連合町内会
所在地	津山市山北520番地（津山市役所本庁舎内）
財政援助の名称	津山市連合町内会運営補助金、津山市連合町内会補助金（町内会長ボランティア保険加入補助金）
所管部署	地域振興部協働推進室

## 第2 監査の期間

期	間	平成29年11月10日から平成30年2月28日まで
委員による聴取日		平成30年2月9日

## 第3 監査の範囲及び方法

津山市が平成28年度において財政援助を行った団体のうち1団体を抽出し、当該財政援助に係る出納事務の執行が適正であるか、交付した目的に沿って事業が行われているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、対象団体及び所管部署から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合のほか、関係者から説明を聴取するなどにより実施した。

## 第4 団体の概要

### （1）設立及び目的

昭和30年、津山市内の町内会長を会員として、会員相互の連携を密にし、市民福祉の増進を図ることを目的に組織した。

### （2）事業内容

全支部長（44支部長）が4つの事業部に分かれ、本会の次の事業を実施している。

#### ①事業部（総務福祉部、環境衛生部、交通防犯部、青少年育成部）の活動

##### 【総務福祉部】

- (ア) 総会、役員会、表彰及び庶務に関すること
- (イ) 会員の研修、親睦に関すること
- (ウ) 地域福祉に関すること
- (エ) 各事業部の活動の調整に関すること
- (オ) その他、他の事業部に属さないこと

##### 【環境衛生部】

- (ア) 環境整備に関すること
- (イ) 保健衛生に関すること

#### 【交通防犯部】

- (ア) 交通安全に関すること
- (イ) 防犯、暴力追放に関すること

#### 【青少年育成部】

- (ア) 青少年健全育成に関すること
- (イ) 青少年の非行防止、補導に関すること
- (ウ) 子ども会の育成に関すること

### (3) 組織の状況

会長 1 人、副会長 6 人、会計 1 人、監事 2 人、事業部長（4 事業部）各部 1 人  
会員 3 6 5 人（町内会数 3 6 5 団体）（平成 2 9 年 1 0 月 2 日現在）

※本会に 4 事業部を置くとともに、事業の円滑を期するため、市内の地区を分けて 4 4 支部を設けている。

### (4) 財政援助の内容

平成 2 8 年度は、津山市連合町内会運営補助金 8, 1 4 2, 0 0 0 円及び津山市連合町内会補助金(町内会長ボランティア保険加入補助金) 1 3 0, 9 0 0 円を交付している。津山市連合町内会運営補助金は、構成員である町内会長相互の協調と情報交換を促進し、均衡ある市民福祉の推進を図るとともに、市民生活全般にわたる行政施策・サービス事業のスムーズな実施のため、行政の協働相手として連携を図ることを目的に、当該団体の運営経費の一部を補助し、その活動を支援するもの。

## 第 5 監査の結果

財政援助に係る出納及びその他の事務の執行について監査した結果、次のとおり改善を求める事項があったので、必要な措置を講じられたい。また、直接口頭などにより意見のあった事項についても改善に向けて取り組まれたい。

### 1 津山市連合町内会に関する事項

#### 【指摘事項】

- ① 出納事務について、収入伝票及び支出伝票の作成がなされていなかった。今後は、収入伝票及び支出伝票を作成し、それぞれ所定の決裁を経た上で収入、支出をするよう改められたい。
- ② 通帳や印鑑、手提げ金庫を保管している引出しの鍵について、2 つある鍵のうち、1 つの鍵の管理を担当職員に任せていた。鍵は管理監督者が厳重に保管し、その許可なく他の職員が使用することができないよう管理を徹底されたい。

### 【要望事項】

- ① 義援金の協力依頼文書や補助金交付申請書、その他、関係団体からの会議出席依頼文書などに受付日が不明なものや、決裁のないものが散見された。文書の取扱いについては適正に行われたい。

## 2 協働推進室に関する事項

### 【指摘事項】

- ① 団体の出納事務について、収入伝票及び支出伝票の作成や決裁がなされていない。また、通帳や印鑑、手提げ金庫を保管している引出しの鍵について、2つある鍵のうち、1つの鍵の管理を担当職員に任せていた。平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき、収入伝票及び支出伝票を作成し、それぞれ所定の決裁を経た上で収入、支出を行い、適正な出納事務をするとともに、鍵は管理監督者が厳重に保管し、その許可なく他の職員が使用することができないよう団体への指導を行われたい。
- ② 文書管理について、津山市の簿冊の中に団体の管理すべき文書が綴られていた。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。

### 【要望事項】

- ① 津山市連合町内会については、市の業務と密接な関わりがあり、事務上の正確性や効率性を考慮して、市職員が出納事務を担当している。しかし、本来は団体が自立して経理を行い、市は補助的役割を担うのが望ましい姿であるので、団体の事務局体制について見直しを検討されたい。

## 第6 監査委員の意見

監査の結果については前述のとおりである。

市内の町内会は、地域コミュニティの中心的な存在として、地域の防犯・防災対策、環境美化などに持続的に取り組んでいる。津山市連合町内会は、それらの町内会の連合体として昭和30年に発足し、以降60年を超える長きにわたり、会員である町内会長が相互の連携を密にし、均衡ある市民福祉の推進を図っている。また、全支部長により構成される4つの事業部では、「明るく住みよい活力のあるまちづくりを市民みんなの手で」を活動方針に掲げ、地域福祉、環境整備、交通安全、青少年健全育成等に関する活動を積極的に実施している。その他、市内44支部へ支部助成金を交付することにより、支部内での活動促進や地域間交流も図っている。これらの活動は、市が実施する福祉施策などの様々な行政サービスを効率的に進めていく上で大きな役割を担っている。

また、平成29年4月1日現在の町内会への加入率は92%で、学生などの単身世帯を除いた加入率は、概ね100%になっている。このことは、都市化や核家族

化が進んでいる中ではあるが、地域内での町内会への加入促進の取組みによるものである。

近年、少子高齢化や都市化、核家族化などにより、家庭や地域のつながりが希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足が指摘されており、町内会などの地域コミュニティはますます重要となっている。

今後も、地域コミュニティの基盤を支える組織として、会員相互の連携をより一層強化し、市民福祉の増進が図られることを期待する。